

草加市立栄小学校携帯電話等の取扱いに関するガイドライン

令和3年6月

草加市立栄小学校

I はじめに

1 ガイドライン策定の経緯

これまで、学校における携帯電話の取扱いについては、平成21年1月30日付け文部科学省初等中等教育局長通知「学校における携帯電話の取扱い等について」を踏まえて、原則持ち込み禁止としてきました。しかし、近年の自然災害や犯罪の発生等から携帯電話を登下校時の緊急の手段として活用することが期待されている状況を踏まえ、令和2年7月31日に改めて文部科学省初等中等教育局長から「学校における携帯電話の取扱い等について」が通知され、学校における携帯電話の取扱いや情報モラル教育の充実等についてこれまでの施策や方針の検証・見直しを行うなど、各地域の実情に応じて更なる取組の充実を図るよう求められるとともに、各学校における携帯電話の取扱いが適切になされるよう教育委員会が基本的指導方針を定めて学校に対して示すよう明記されました。

草加市教育委員会では、この通知を受け、今般の社会状況や本市の現状等を整理し、草加市立小中学校に対する「学校における携帯電話の取扱いに関する基本的指導方針」を示しました。そこで、本校では、草加市ガイドラインを活用して、児童や保護者及び地域と連携しつつ、携帯電話の取扱いや適切な使用に関する指導の充実等について、学校の実情に応じてさらなる取組の改善に努めます。

※本ガイドラインにおける「携帯電話」とは、次のものをいいます。

- ① フィーチャーフォン（いわゆる「ガラケー」）
- ② スマートフォン
- ③ 子ども向け携帯電話

（基本的な通話・メール機能やGPS機能のみを搭載しているもの）

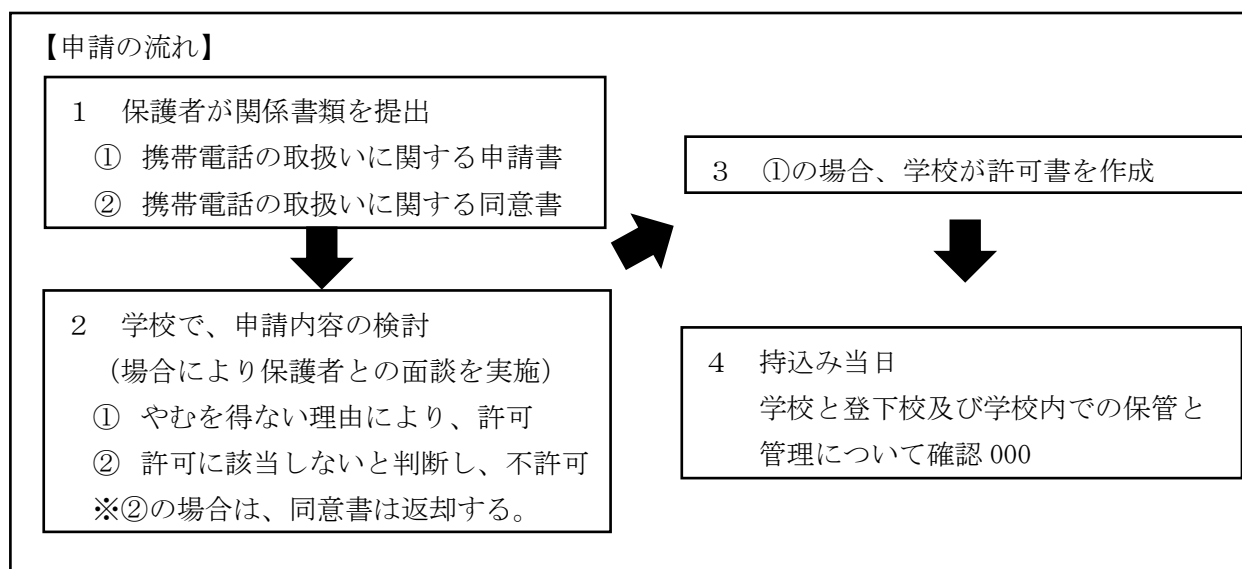
2 本校においては、学校への携帯電話の持込みは、原則禁止です。

昨今、児童生徒の登下校中における犯罪被害防止のため、学校は地域や関係機関等と連携し、児童の安全確保に努めてきたところです。平成30年6月の登下校時間帯に発生した大阪府北部地震を発端として、近年の自然災害や犯罪の発生等を踏まえ、災害発生時の緊急連絡手段や犯罪の抑止力として、携帯電話の活用が検討されました。令和元年5月には文部科学省において「学校における携帯電話の取扱い等に関する有識者会議」が立ち上げられ、様々な団体等とのヒアリングを通して「審議のまとめ」が公表されました。

携帯電話のGPS機能や通信機能は防災・防犯の観点から有効な場合もありますが、同時に、携帯電話を学校に持ち込む場合の情報モラルや携帯電話の管理など多くの課題があるのも事実です。本校においては、県や市と比較して携帯電話の所持率は高いものの、地域の見守り体制や教育力を生かした緊急時の協力体制を鑑み、これまでのとおり、学校への携帯電話の持込みは原則禁止とします。概要については、次のとおりです。

II 携帯電話の取扱いに関する概要

- (1) 携帯電話は、児童のネットトラブルの増加や授業専念の妨げが懸念され、学校における教育活動に直接必要でないものであることから、草加市及び本校においては、学校への携帯電話の持込みを原則禁止とする。
- (2) 個別の状況に応じて、やむを得ない事情（※原則禁止の例外と認められる事情）があり、児童の携帯電話の持込みが必要な場合は、保護者が学校に対して「申請書」及び「同意書」を提出し、許可を求める。その際、申請書の提出により、持込みが許可されるわけではない。



- (3) 持込みを認められた児童及び保護者には、学校から「許可書」届く。持込みを認められた児童及び保護者は、同意書のすべての内容を厳守すること。

※草加市では、災害時や不審者等の対応時には、学校から各家庭へ連絡が入る体制を整えている。現在までの登下校の対応で課題として挙がらない事情については、「やむを得ない事情」には該当しない。

Ⅲ 保護者の皆様へ

1 本ガイドラインは、児童に携帯電話の所持を推奨するものではありません。

子どもに携帯電話等を持たせるかどうかは、各家庭の方針に従って保護者が判断することです。同時に、保護者として責任をもって、その使用方法や使用時間等の取扱いや管理、使用に伴う危険、トラブル等への対処を行うことが必要です。子どもとルールを確認し、保護者の責任のもとで守らせることが、安全確保や適切な使い方を身に付けさせることにつながります。

2 保護者の責任について

- (1) 携帯電話を登下校中に持つ目的は、防災・防犯のためです。
- (2) 登下校中は、携帯電話はランドセルの中に入れ、災害時や防犯に巻き込まれる等の緊急の場合以外では、携帯電話を使いません。
- (3) 校内では、学校から指定された場所において、携帯電話の電源を切り、保管についての指示に従います。
- (4) 子どもがルールに従わなかった場合は、学校の指示に従います。保護者は、一時的または長期的に所持を制限する等したうえで責任をもって指導し、学校に報告します。
- (5) 保護者は、登下校における災害及び犯罪対応以外で子どもの携帯電話等への連絡はしません。
- (6) 適切な使用や管理について、ガイドラインの内容を遵守します。
- (7) フィルタリングや使用制限を設定し、不適切な使用や長時間の使用をさせない工夫やパスワードを設定する等、個人情報の流出や不正な使用を防ぐようにします。
- (8) インターネット上のいじめやトラブル、犯罪被害等があった場合の相談窓口や関係機関を確認します。
- (9) 申請については年度ごとにおこない、次年度継続をする場合は、その都度、申請書及び同意書を記入し、学校に提出します。
- (10) 破損や盗難、紛失、個人情報の漏洩等については保護者の責任とし、学校に一切の責任を求めません。

また、使用時間や時間帯、画像等や個人情報の投稿禁止等、携帯電話の適切な使い方や管理、責任について指導するとともに、子どもが自らを律することができるよう、各家庭で約束をしたり、ルールを作ったりしてください。

IV 児童の皆さんへ

1 携帯電話の学校への持込は禁止です。

やむを得ない事情で、学校と保護者が許可した場合は、次のルールを守らなければなりません。

- (1) 登下校中は、携帯電話を必ずランドセルの中に入れます。
- (2) 登校後、ランドセルの中で携帯電話の電源を切り、保管します。
- (3) 緊急時は、学校から家庭に連絡を入れるため、校内では携帯電話を使うことはありません。また、緊急時の家庭からの連絡は、学校に入ります。

2 学校以外でも、次のことに注意して正しく使いましょう。

【自分のことについて】

- (1) 家で使う時間や時間帯について、ルールを決めて使いましょう。
- (2) 自分や友達の写真や映像、情報（名前や住所、生年月日、学校名等）を誰かに送ったり、SNSにのせたりしてはいけません。
- (3) 保護者の許可なしで、ゲームのアイテムなどを買ったり、商品を申し込んだりしてはいけません。
- (4) SNSなど、インターネット上で知り合った人と会ってはいけません。
- (5) かくし撮りやその他犯罪につながることをしてはいけません。

【友達とのことについて】

- (1) どんな時でも、だれに対しても、SNSやメールに人の悪口やうわさなど、いじめにつながることを書きこんではいけません。写真や動画なども同じです。
- (2) SNSのグループでの仲間はずれなど、いじめをしてはいけません。
- (3) SNSやメールでは、返事が遅くなることがあるので、無理に友達に返事をさせてはいけません。
- (4) 友達に伝えたい大切なことは、会って直接伝えるようにします。

【その他の注意点について】

- (1) 携帯電話を買ってもらうときには、なぜ必要なのか、本当に必要なのか、どんな機能を使うのか、使ってよいアプリは何かなどを、必ず保護者と一緒に考えます。
- (2) 必ずフィルタリングや使用制限をかけてもらいます。毎日の使い方や時間など、正しく使えているかを確認してもらいます。
- (3) 自分の情報を守るため、必ずパスワードをかけ、保護者に必ず伝えます。
- (4) 学校などで、携帯電話の良いところや注意するところなどを知り、携帯電話の正しい使い方についてしっかり勉強します。
- (5) 携帯電話を使うことで何か困ったことがあったら、保護者や先生などの大人に必ず相談します。

さわやか かっき えがお の

栄小

かっき えがお の

携帯

スマホルール



じどう

1 児童のルール

- ① やむを得ない場合を除き、夜8時までには使用をやめます。
- ② 相手の許可なしに写真や動画を撮ったり、個人が特定できるものを公開したりしません。
- ③ 友達と交流するときには、自分がやられて嫌なことは友達にしません。
- ④ 嫌なこと、困ったことがあったら、すぐに家の人に相談します。

2 保護者の皆様へ

- ① 保護者は、子どもの携帯電話・スマートフォンの使用状況を確認してください。
- ② 保護者は、子どもが上記のルールを守れるよう、約束の徹底をしてください。
- ③ 保護者は、子どもを有害サイトから守るためフィルタリングをしてください。
- ④ 児童が携帯電話等を利用したために問題が生じた場合には、学校にも連絡をし、対応について相談してください。